

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援 及びこども加算給付金のお知らせ

給付額

1世帯あたり**10万円**+

加算

児童1人あたり**5万円**

給付対象

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日に古賀市に住民登録がある、
世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、
うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※ただし、世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている
世帯を除きます。

加算対象

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども

(平成17年4月2日以降生まれの子ども)

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和5年12月1日時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子どもは**加算対象外**です。

手続方法

- ①対象と思われる世帯に、古賀市から、給付内容や確認事項が記載された「申請書」が届きます。
- ②「申請書」に必要事項を記入して、専用の返信用封筒で古賀市に提出してください。審査(約1か月)後、指定の口座に振り込みます。

書類申請期限：**令和6年8月30日(金)必着**

LINEからの申請が簡単です！

詳しくは同封の案内書類をご覧ください。

LINE申請期限：**令和6年5月31日(金)**

※書類での申請期限と異なりますのでご注意ください。



※申請書が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、下記相談窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ

古賀市緊急支援給付金相談窓口 (サンコスモ古賀3階 古賀市庄205番地)

092-942-1200

確認のため記載の番号からお電話することがあります。

その他 お問い合わせ先 サンコスモ古賀 福祉課福祉政策係 TEL：942-1150

受付時間 8:30~17:00
(土、日、祝を除く)

詳細や、最新の情報は、古賀市ホームページ(給付金ページ)でご確認ください。 →



令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 物価高騰緊急支援及びこども加算給付金



Q. 令和5年度の住民税はどのように確認できますか？

A. 令和5年1月1日に住民票のあった市区町村で確認できます。
※令和5年度住民税は、令和4年1月から12月の収入状況の申告をもとに課税決定しています。

Q. 令和5年12月1日より後に生まれた子どもは加算対象となりますか？

A. 対象となります。申請方法や申請期限は、古賀市ホームページをご覧ください。

Q. 単身で寮に入っているなど、
住民票が別で生計が同一である子どもは加算対象となりますか？

A. 世帯主から、対象の子どもと生計が同一であることの申出があった場合には、加算対象とすることができます。申請方法や申請期限は、古賀市ホームページをご覧ください。

●配偶者やその他親族からの暴力（DV等）を理由に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に、住所地※1から子どもを連れて避難されている方で、古賀市に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件（DV等避難中※2であることの証明、収入要件）を満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、古賀市給付金相談窓口までお問い合わせください。

※1 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

古賀市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預金払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。